

松本市食品ロス削減推進計画

令和3年3月
松本市



目 次

第1章 計画策定の趣旨	3
1 背景・趣旨	4
2 計画の位置付け	6
3 計画期間	6
4 計画対象	7
第2章 現状と課題	9
1 本市の概要	10
2 現状	14
3 課題	22
第3章 計画の目指すもの	23
1 基本方針	24
2 基本施策	24
3 計画体系	24
4 目標	28
5 各主体の役割	30
(1) 市民の役割	30
(2) 事業者等の役割	32
(3) 市の役割	34
(4) 共通の役割	36
第4章 施策の展開	37
1 食品ロス量の把握（調べる）	39
2 情報収集、普及啓発（認識する）	40
3 主体的な行動の実践（実践する）	41
4 食品ロス削減推進の体制づくり（つなぐ）	42
第5章 計画の進行管理	43
参考資料	
1 松本市食品ロス削減推進計画策定の経過	48
2 松本市環境審議会委員名簿	49
3 松本市食品ロス削減連絡会委員名簿	50
4 食品ロス削減推進計画ワーキンググループ委員名簿	50
5 用語解説（50音順）	51

第 1 章 計画策定の趣旨

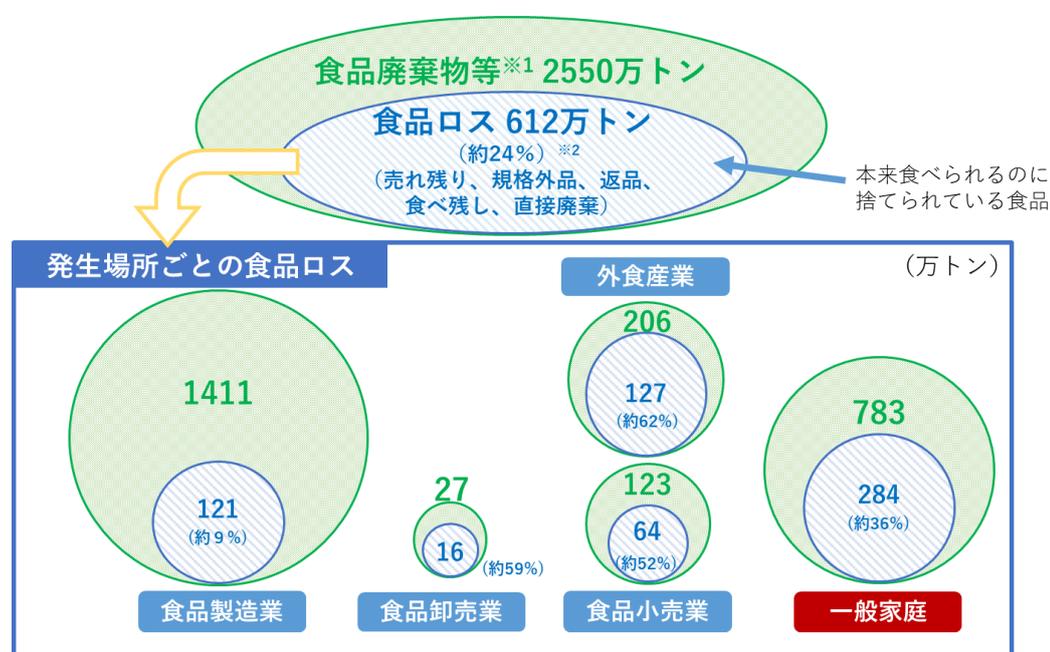
第1章 計画策定の趣旨

1 背景・趣旨

「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず廃棄される食品のことです。

日本では、スーパーマーケットやコンビニエンスストア等の小売店舗や、外食店舗が普及し、食品を簡単に手に入れられる環境にある一方で、生産、製造、流通、販売、消費等の各段階において、売れ残りや食べ残し等の理由で食品が日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。平成 29 (2017) 年度の日本における食品廃棄物等の発生量は年間約 2,550 万トンにのぼり、うち食品ロスは 612 万トン¹発生していると推計されています。この量は、世界の食糧援助量 (約 390 万トン²) を大きく上回ります。

図表 1 - 1 食品廃棄物と食品ロスの発生量 (平成 29 (2017) 年度推計)



※1 食品廃棄物等の量には飼料等として有価で取引されるものや、脱水等による減量分を含む。

※2 () 内の%は、食品廃棄物等の量に占める食品ロス量の割合

(消費者庁資料を基に作成)

¹ 農林水産省及び環境省「平成 29 年度 (2017 年度) 推計」

1) 年間 2,550 万トンの食品廃棄物等：事業系食品廃棄物・有価物量 (1,767 万トン) + 家庭系食品廃棄物量 (783 万トン)

2) 年間 612 万トンの食品ロス：事業系食品ロス量 (328 万トン) + 家庭系食品ロス量 (284 万トン) (市場に出回らない規格外等の農林水産物の廃棄は含まれていない。)

² 国連世界食糧計画 (WFP) 2018 年実績

世界では、飢えや栄養不良で苦しんでいる人々は約8億人³にのぼり、これは世界人口の9人に1人に相当します。今後、人口増加に伴い食糧危機が深刻化するとされる一方で、食料自給率(カロリーベース)が約4割⁴と先進国の中でも最低水準にある我が国では、食品を海外から大量に輸入しながらも、大量の食品を廃棄している状態にあります。

近年、食品ロスに関する国際的関心が高まる中、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に基づくSDGs(Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)の、「目標12. 持続可能な生産消費形態を確保する」において、食料廃棄の減少が重要な柱として位置付けられ、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料廃棄の半減」が国際目標として設定される等、食品ロスの削減は、経済・環境・社会において非常に重要な世界的問題であり、喫緊の課題となっています。

国においては、令和元(2019)年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」(以下、「食品ロス削減推進法」といいます。)が成立し、同年10月1日に施行されました。この法律では、食品ロス削減を国民運動として展開し、消費者である国民、事業者、そして行政が、それぞれの立場で食品ロスの削減を進めることが明示されました。

本市では、この食品ロスに早くから着目し、「ごみの減量」と「食育推進」の二つの観点から重要な施策として位置付け、平成22(2010)年度から食品ロス削減に取り組んできました。平成29(2017)年10月30日には「第1回食品ロス削減全国大会～広げよう! 30・10 in まつもと～」(主催:松本市、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会、共催:環境省、農林水産省、消費者庁)を開催し、全国の食品に携わる事業者、市民、行政等が一堂に会し、食品ロス削減への決意を全国へ発信しました。

これまでの本市の取組みを踏まえ、食品ロス削減の取組みをより一層充実させ、持続可能な社会の実現を目指すため、「松本市食品ロス削減推進計画」を策定しました。引き続き市民、事業者、関係団体、行政等が一丸となった取組みを進めていく必要があります。

³ 国際連合食糧農業機関 (FAO) 「the STATE OF FOOD SECURITY AND NUTRITION IN THE WORLD」(2019)」

⁴ 農林水産省「令和元年度食料需給表(概算)」 食料自給率(カロリーベース)38%

2 計画の位置付け

この計画は、食品ロス削減推進法第 13 条第 1 項の規定に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和 2（2020）年 3 月 31 日閣議決定。以下「国の基本方針」という。）及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえて市町村が策定する「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」（市町村食品ロス削減推進計画）として位置付けます。

また、この計画は、「松本市環境基本計画」のうち食品ロス削減に関する事項を具体化した個別計画として位置付けるとともに、「松本市一般廃棄物処理計画」、「松本市食育推進計画」等の関連計画と調和を図ります。

食品ロスの削減は SDGs の「目標 12. つくる責任つかう責任」においても、重要な柱として位置付けられており、その達成に寄与する計画です。

図表 1 - 2 本計画の位置付け



3 計画期間

令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 年間とします。
また、概ね 5 年後に実情に合わせて見直しを行います。

4 計画対象

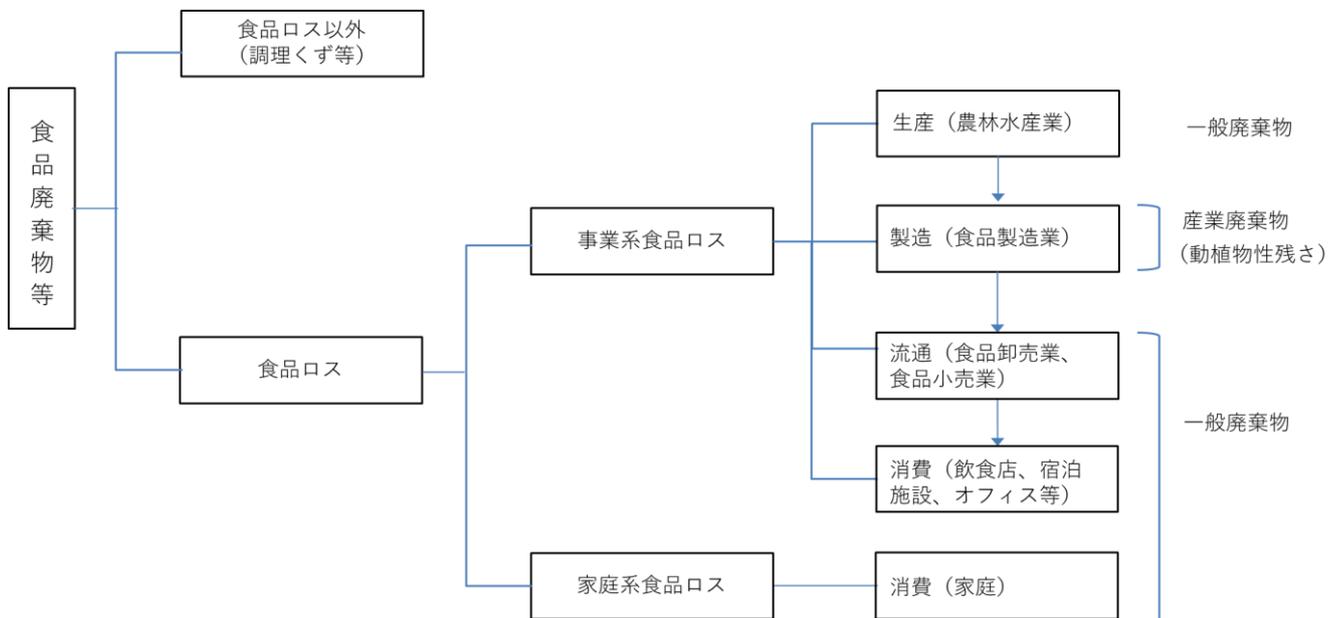
(1) 対象区域

本計画の対象区域は、本市全域とします。

(2) 対象物

本計画の対象物は、本市全域で発生する食品ロスとします。食品ロスには、家庭から生じる食品ロス（家庭系食品ロス）と事業活動から生じる食品ロス（事業系食品ロス）があります。事業系食品ロスのうち、農林水産業、食品卸売業、食品小売業、外食産業（飲食店、宿泊施設）、その他オフィス等から生じる事業系食品ロスは「事業系一般廃棄物に区分される食品ロス」、食品製造業等の特定の事業活動に伴う事業系食品ロスは「産業廃棄物に区分される食品ロス」に分けられます。

図表 1 - 3 計画対象の食品ロス区分



(3) 対象範囲

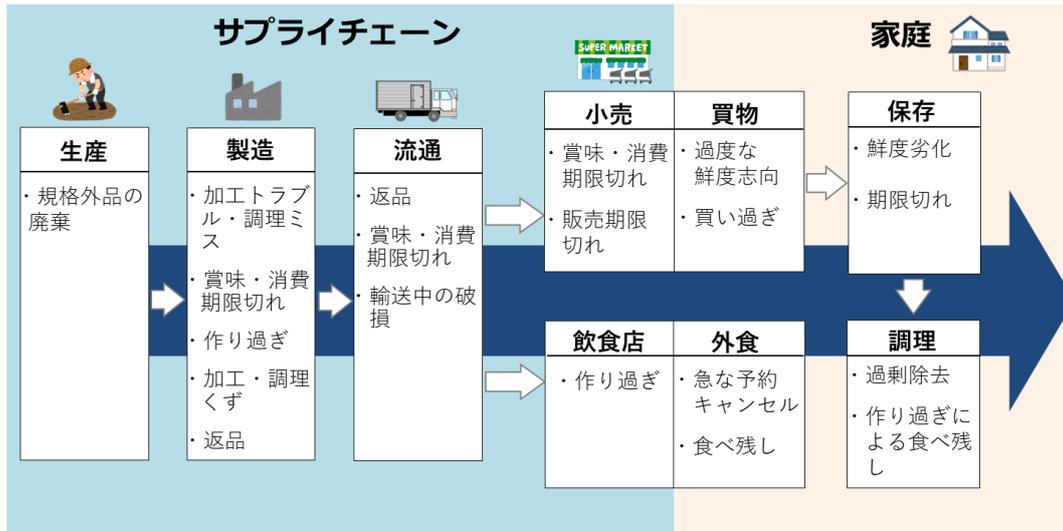
本計画の対象範囲は、サプライチェーン及び家庭です。

サプライチェーンとは、食品の生産、製造、流通、販売、消費までの全体の一連の流れのことをいいます。その各段階で食品ロスが発生しています。

国内の食品ロスのうちおよそ45パーセントは、家庭から発生しています。

また、旅行者その他の本市に滞在する方（滞在者）も一緒に取り組むことが必要です。

図表1-4 食品ロスが発生する要因



(消費者庁資料を基に作成)

第2章 現状と課題

第2章 現状と課題

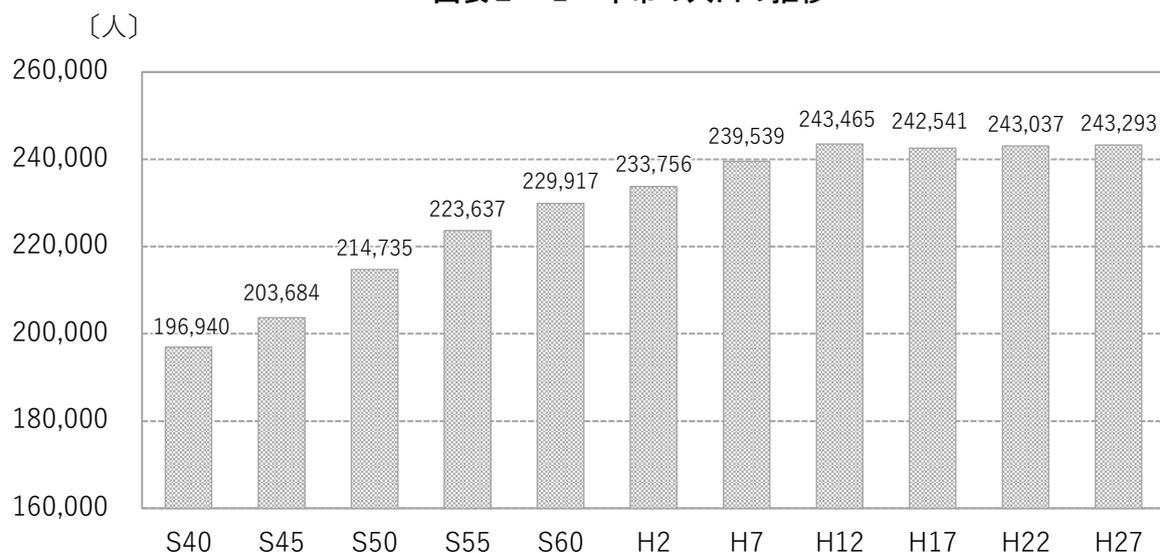
1 本市の概要

(1) 人口

図表2-1に示すとおり、本市の人口は、平成12(2000)年の国勢調査までは増加傾向にありましたが、平成14(2002)年をピークに、減少傾向に転じました。

今後の人口は図表2-2のように減少していくと推計されます。少子高齢化の進行や単身世帯、独居や夫婦の高齢者世帯の増加が進んでいくことが考えられます。

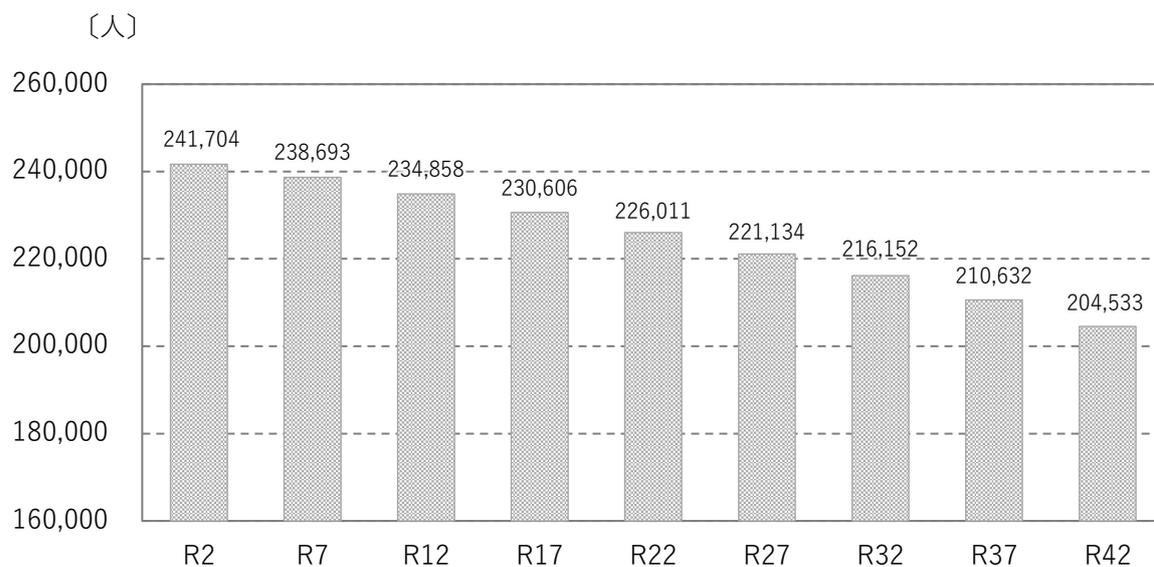
図表2-1 本市の人口の推移



合併地区を含む。

資料：国勢調査

図表2-2 本市の人口の推計



資料：松本市推計値

(2) 産業

図表 2-3 に示すとおり、就業者数は平成 7（1995）年をピークに減少しています。

直近の就業者数を産業部門別にみると、第一次産業 6,794 人（就業者数の 5.8 パーセント）、第二次産業 28,388 人（同 24.2 パーセント）、第三次産業 82,036 人（同 70.0 パーセント）となっています。

図表 2-4 に示すとおり、就業者数の構成割合を平成 22（2010）年と比べると、第一次産業は 0.2 ポイント低下し、第二次産業は 0.5 ポイント上昇、第三次産業は 0.3 ポイント低下しました。

図表 2-3 産業別就業者数の推移

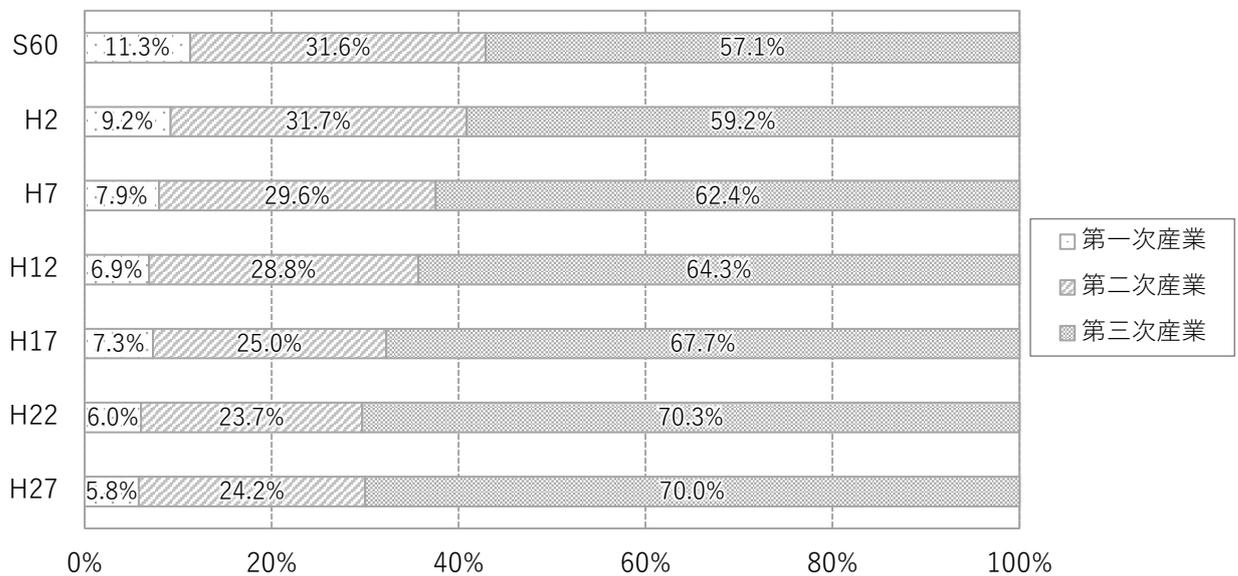
単位：人

	S60 年	H2 年	H7 年	H12 年	H17 年	H22 年	H27 年
就業人口計	119,582	124,109	130,257	129,867	124,631	119,131	117,218
第一次産業	13,525	11,405	10,342	8,940	9,086	7,191	6,794
第二次産業	37,774	39,292	38,578	37,393	31,126	28,177	28,388
第三次産業	68,283	73,412	81,337	83,534	84,419	83,763	82,036

各年 10 月 1 日現在（合併地区を含む。）

資料：国勢調査

図表 2-4 産業別就業者割合の推移



各年 10 月 1 日現在（合併地区を含む。）

資料：国勢調査

ア 農林業

図表 2-5 に示すとおり、農業就業者は、平成 17 (2005) 年から平成 27 (2015) 年の 10 年間で約 30 ポイント減少し、75 歳以上の割合は、6.5 ポイント増加しています。また、耕作放棄地は、平成 27 (2015) 年には 735 ヘクタールとなっています。今後も高齢化の進行による農業就業者の減少が考えられます。

図表 2-5 農業就業人口、生産額等の推移

		H17 年	H22 年	H27 年
就業人口 (人)		9,484	7,798	6,574
	内、75 歳以上	2,533	2,503	2,184
	75 歳以上割合	26.7%	32.1%	33.2%
農業生産額 (千万円)		1,824	—	1,846
総耕地面積 (ha)		7,133	6,714	6,172
内 訳	経営耕地面積	6,315	5,924	5,437
	耕作放棄地面積	818	790	735

各年 2 月 1 日現在 (合併地区を含む。)

資料：農林業センサス、市町村別農業産出額 (推計)

イ 工業

図表 2-6 に示すとおり、事業所数は、概ね減少傾向にあります。従業員数は、減少・増加を繰り返しています。製造品出荷額等は、概ね増加傾向にあります。情報、食料及び電子の 3 分類で、製造品出荷額等の半分を占めています。

図表 2-6 事業所の推移 (工業)

		H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
事業所数 (箇所)		411	378	367	349	375	318	310
従業員数 (人)		14,243	12,084	13,434	13,825	12,588	13,341	13,811
製造品出荷額 (万円)		43,712,314	44,778,126	46,019,505	48,387,158	48,935,999	50,642,883	50,263,854
内 訳	情報	9,042,276	15,323,647	14,101,828	15,552,201	15,896,214	17,741,356	17,544,525
	食料	5,041,807	6,090,677	5,881,691	5,846,640	5,794,126	5,958,545	6,008,353
	電子	7,819,197	271,788	3,272,880	3,318,465	3,402,890	3,719,028	3,922,099
	その他	21,809,034	23,092,014	22,763,106	23,669,852	23,842,769	23,223,954	22,788,877

各年 12 月 31 日現在 (合併地区を含む。)
従業員 4 人以上の事業所

資料：工業統計調査
平成 28 年経済センサス・活動調査 (H27 のみ)

ウ 商業

本市は「商都松本」と呼ばれ、中信地域の基幹都市として商業が発展してきました。図表2-7に示すとおり、リーマンショックの影響により、平成24(2012)年の調査では、事業所数、従業員数、年間商品販売額ともに減少しましたが、平成28(2016)年の調査では、横ばい、若しくは緩やかに増加しています。

図表2-7 事業所の推移（商業）

		H19年	H24年	H28年
事業所数（箇所）		3,538	2,589	2,712
内 訳	卸売業計	1,044	840	893
	小売業計	2,494	1,749	1,819
従業員数（人）		26,993	19,348	22,000
内 訳	卸売業計	10,170	7,512	8,020
	小売業計	16,823	11,836	13,980
年間商品販売額（百万円）		1,295,502	985,769	1,061,823
内 訳	卸売業計	962,642	760,796	767,176
	小売業計	332,860	224,973	294,648

各年6月1日現在（合併地区を含む。）

資料：平成19年商業統計調査

平成24、28年経済センサス

エ 観光

図表2-8に示すとおり、本市の観光地利用者数は、近年、やや減少傾向となっています。本市の観光資源は、松本城や旧開智学校などの市街地から上高地や美ヶ原高原等の山岳地域まで、幅広い範囲に様々な種類があります。その中でも温泉や高原等といった恵まれた自然環境が多く、本市の大きな財産となっています。

図表2-8 観光地利用者数の推移

単位：人

	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	対前年比 (R元/H30)
観光地利用者数	5,209,055	5,115,958	5,122,699	5,074,807	4,976,849	98.1%

資料：松本市の統計

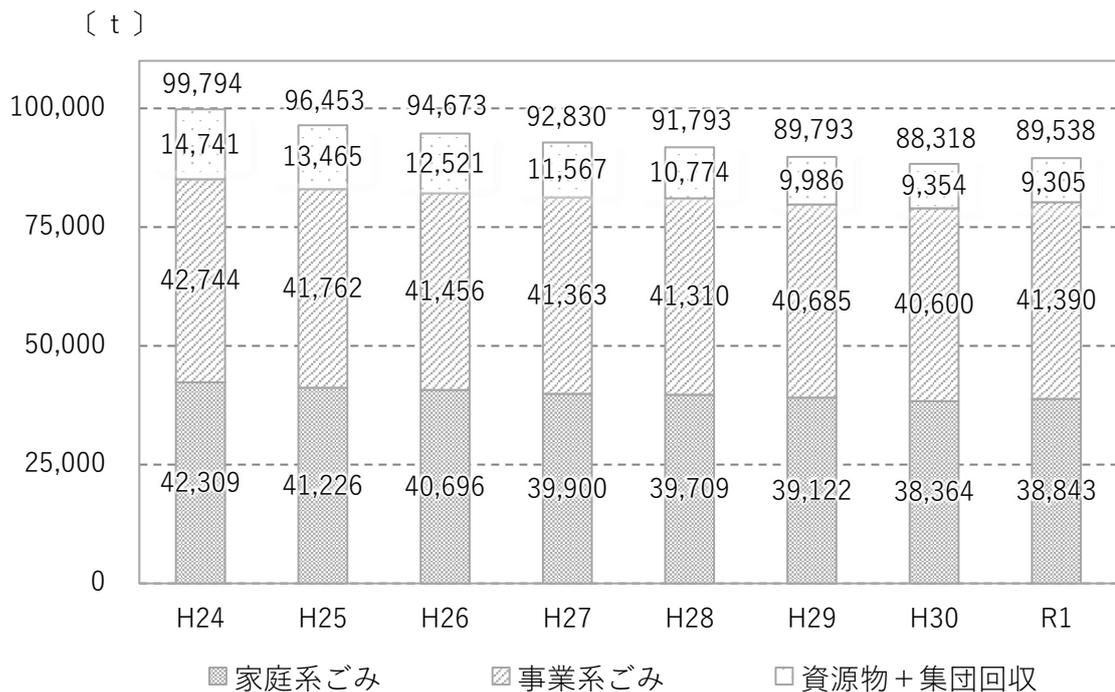
2 現状

(1) 一般廃棄物の現状

図表 2-9 に示すとおり、総ごみ量は平成 24 (2012) 年度以降、平成 30 (2018) 年度まで減少傾向にありました。令和元 (2019) 年度は、増加に転じました。

本市では、平成 29 (2017) 年度末に「松本市一般廃棄物処理計画 (平成 30 年度 (2018 年度) ~令和 9 年度 (2027 年度) 版)」を策定し、ごみの減量及び適正処理等に取り組んでおり、計画最終年度における目標排出量を 73,016 トンとしています。

図表 2-9 松本市における一般廃棄物処理量 (家庭系、事業系、資源物) の推移



資料：環境業務課

(2) 食品ロスの現状

ア 家庭系食品ロス

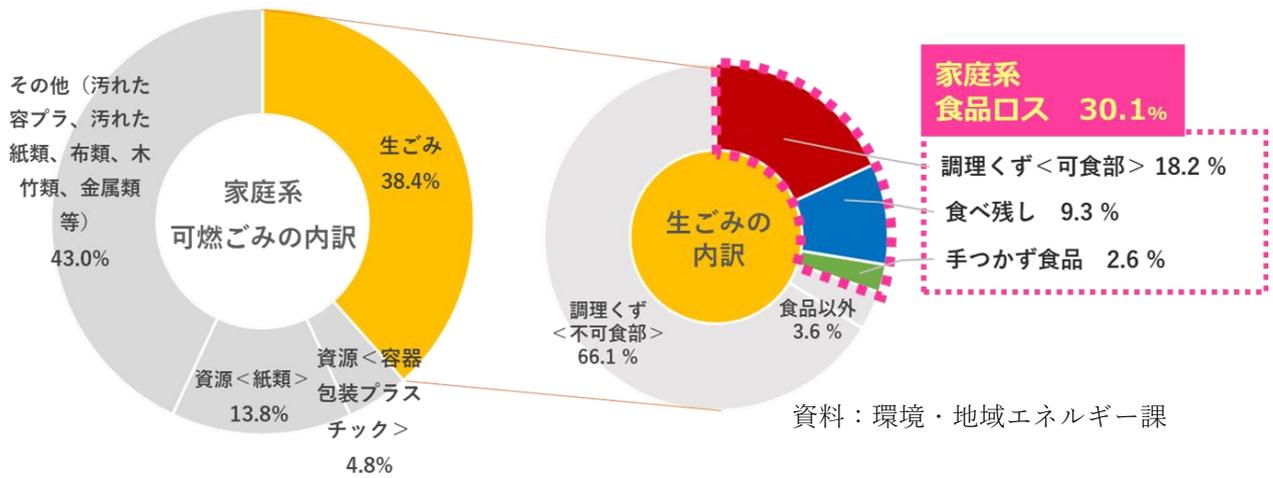
(ア) 組成調査

平成 25 (2013) 年度、平成 28 (2016) 年度、平成 30 (2018) 年度、令和元 (2019) 年度に家庭系可燃ごみの組成調査を実施しました。家庭系可燃ごみを、生ごみ、プラスチック類、紙類等の 9 つに分類し、リサイクルの可否を分類できるものは更に細分化しました。生ごみは、調理くず、食べ残し、手付かず食品、食品以外に分類しました。調理くずは、可食部と不可食部に更に細分化しました。

令和元 (2019) 年度の家庭系可燃ごみでは、生ごみの占める割合が 38.4 パーセントでした。生ごみ中の食品ロスの割合は 30.1 パーセントであり、家庭系可燃ごみに占める食品ロスの割合は 11.6 パーセントとなっています。

なかでも「調理くずのうち可食部」が最も多い結果となりました。

図表 2 - 1 0 家庭系食品ロス組成調査結果（令和元（2019）年度）



【食品ロスの内訳】



調理くずのうち可食部

不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部分等



食べ残し

食卓に上がった食品で、食べきれずに廃棄されたもの



手つかず食品

賞味期限切れ等により使用・提供されず、手つかずのまま廃棄されたもの

図表 2 - 1 1 食品ロス組成調査で実際に廃棄されていた食品



資料：環境・地域エネルギー課

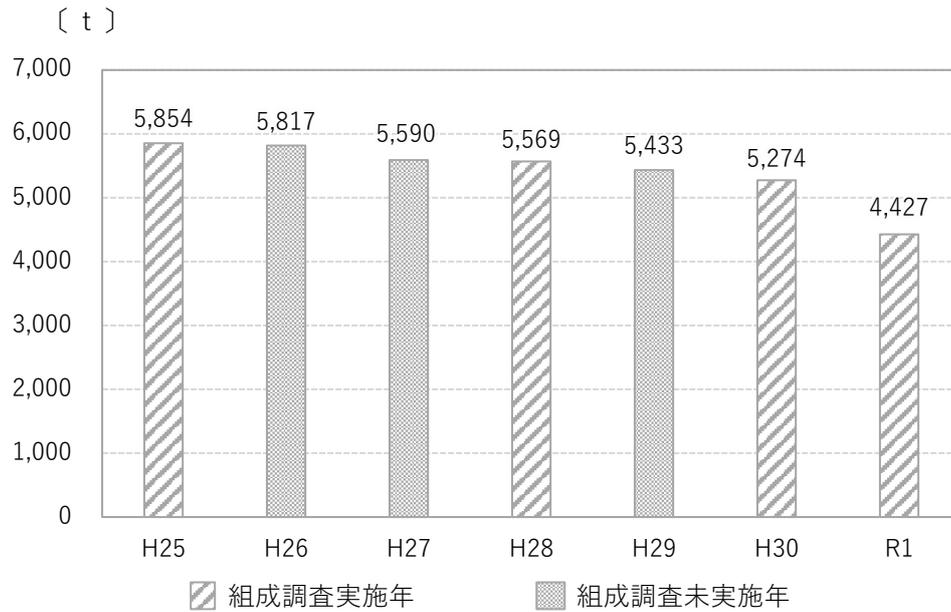
(イ) 推計量の推移

本市の家庭系食品ロス量の推計値は、図表2-12に示すとおりです。

家庭系可燃ごみに占める食品ロスの割合と家庭系可燃ごみ量を乗じて家庭系食品ロス量の推計を行いました。

食品ロスの割合については、組成調査を実施した年は調査に基づく値を用い、調査を実施していない年は、直近の調査結果をもとに算出した値を用いています。

図表2-12 松本市内の家庭系食品ロス量（推計値）の推移



資料：環境・地域エネルギー課

イ 事業系一般廃棄物に区分される食品ロス

(ア) 組成調査

平成30(2018)年度と令和元(2019)年度に、事業者のうち特に食品を多く扱う「飲食店」、「宿泊施設」、「食品小売店」の3業種を対象に、家庭系可燃ごみと同様の分類方法による組成調査を実施しました。

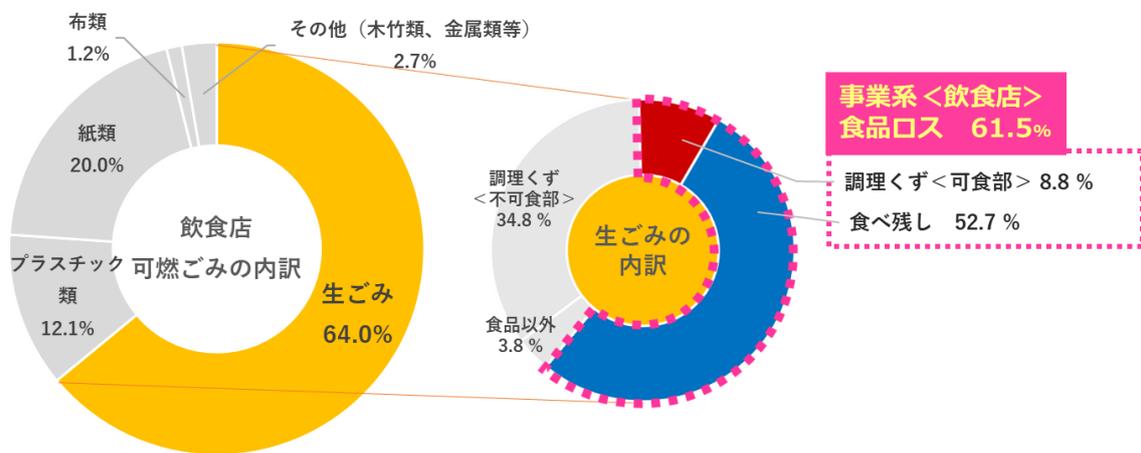
令和元(2019)年度の調査では、3業種いずれも生ごみが半数以上、食品ロスが3割以上と、家庭系食品ロスよりも高い割合を占めました。

また、食品ロスの割合は高いものから順に、食品小売店、飲食店、宿泊施設となりました。

a 飲食店

「食べ残し」の割合が多いことが特徴です。

図表2-13 食品ロス組成調査結果【飲食店】(令和元(2019)年度)

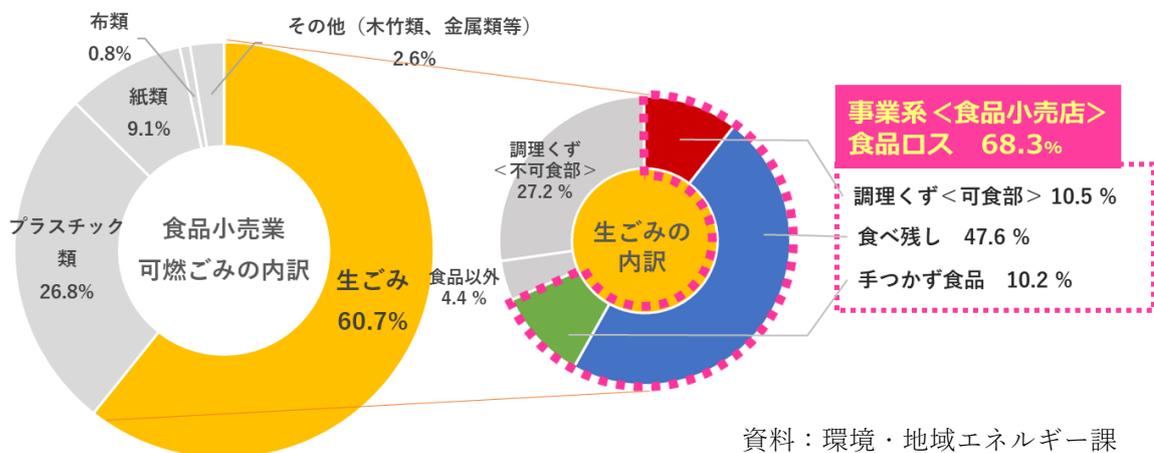


資料：環境・地域エネルギー課

b 食品小売店

「手つかず食品」や「食べ残し」の割合が多いことが特徴です。

図表2-14 食品ロス組成調査結果【食品小売店】(令和元(2019)年度)

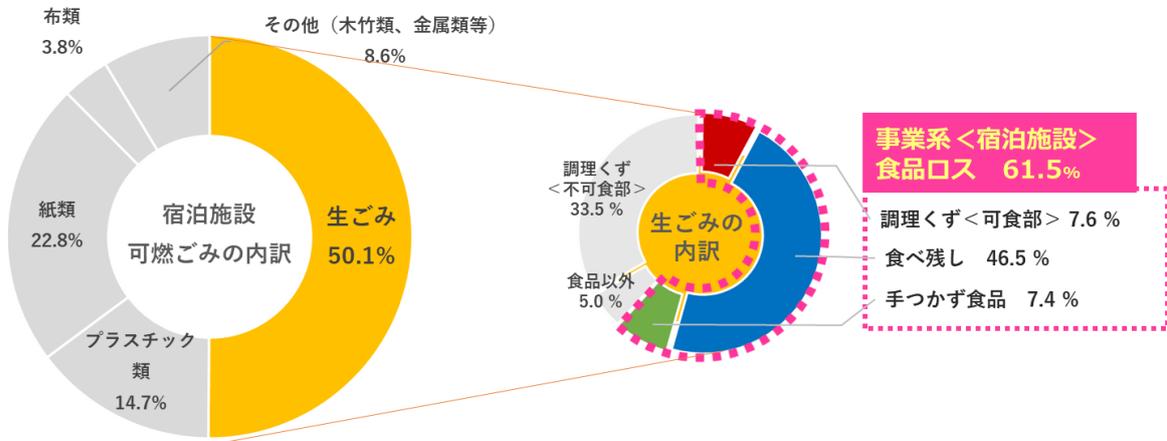


資料：環境・地域エネルギー課

c 宿泊施設

「食べ残し」の割合が多いことが特徴です。

図表 2 - 1 5 食品ロス組成調査結果【宿泊施設】（令和元（2019）年度）



資料：環境・地域エネルギー課

図表 2 - 1 6 食品ロス調査で実際に廃棄されていた食品



資料：環境・地域エネルギー課

(4) 推計量の推移

本市の一般廃棄物に区分される事業系食品ロス量の推計値は、図表 2 - 17 に示すとおりです。

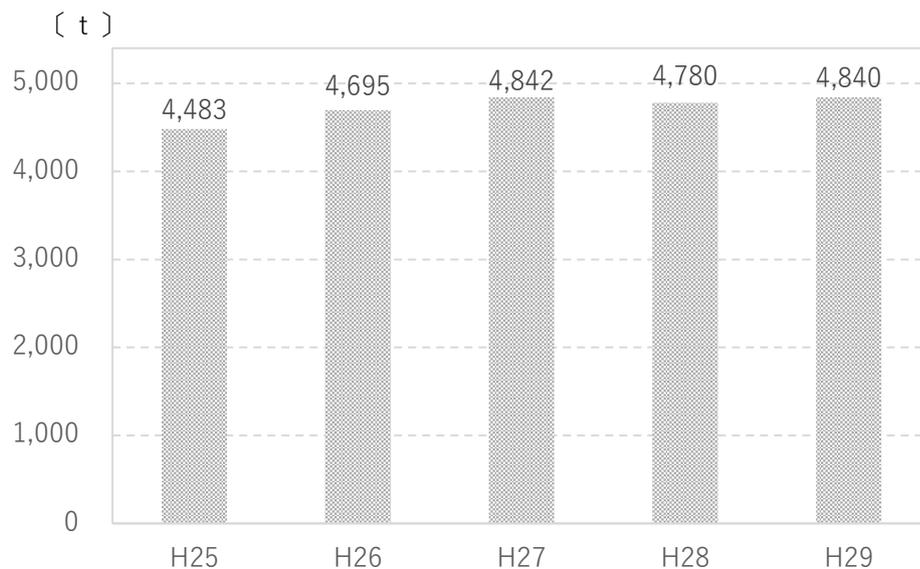
食品関連産業（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）のうち、一般廃棄物として食品廃棄物等を排出している食品卸売業、食品小売業、外食産業（飲食店、宿泊施設）を対象に食品ロス量の推計を行いました。

具体的には、食品廃棄物等・食品ロスの発生量と相関があると考えられる経済指標（業種別の売上高など）を業種別に設定し、全国と本市との比を求めて、案分することで推計しました。

また、食品小売業、外食産業については、組成調査を実施した平成 30(2018)年度と令和元(2019)年度の調査結果をもとに平均的な食品ロスの割合を算出し用いました。

なお、国の食品廃棄物等・食品ロスの発生量の最新データは平成 29(2017)年度推計です。

図表 2 - 17 松本市内の事業系食品ロス量（推計値）の推移



資料：環境・地域エネルギー課

(3) 食品ロスに関する市民意識の現状

ア アンケート概要

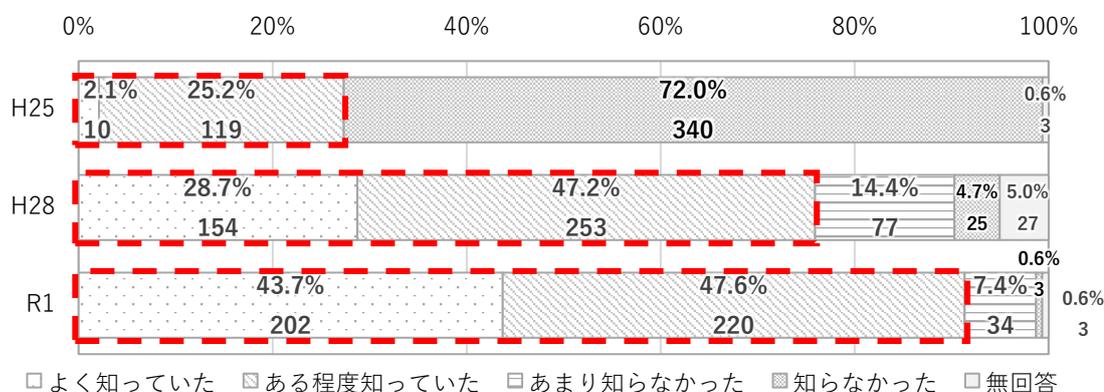
市民の食品ロスに関する意識や、これまでの食品ロス削減事業の効果を検証するために3年毎にアンケート調査を実施しています。

イ 調査結果

(ア) 食品ロス問題の認知度

食品ロス問題について、「よく知っていた」「ある程度知っていた」と回答した人の割合は、平成25(2013)年度には27.3パーセントでしたが、平成28(2016)年度には75.9パーセント、令和元(2019)年度には91.3パーセントと大幅に増加しました。

図表2-18 食品ロス問題の認知度の推移



資料：環境・地域エネルギー課

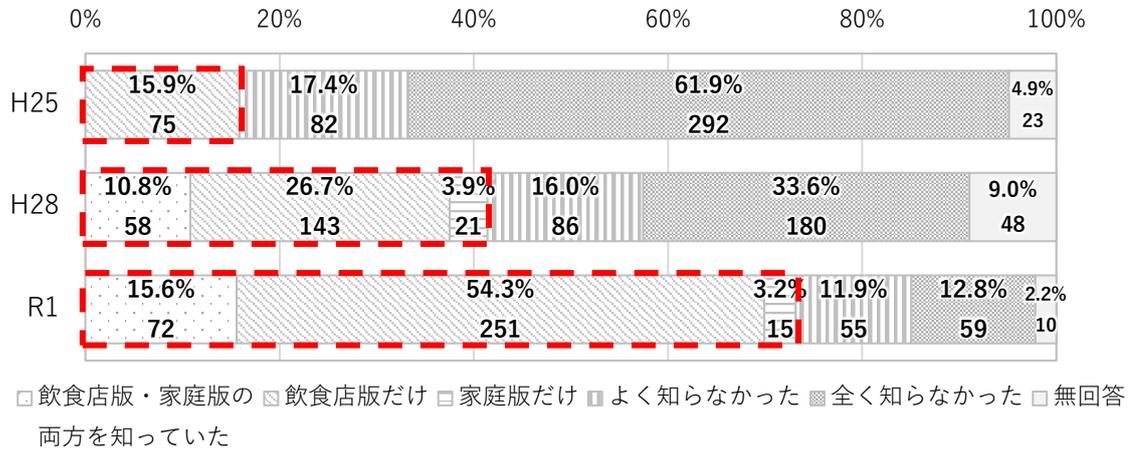
【参考】消費者庁による国民意識調査

消費者庁が令和元年度(2019)年度に実施したインターネットによる意識調査における食品ロス問題の認知度は、「よく知っている」「ある程度知っている」と回答した人が80.2パーセントでした。このことから、市民の食品ロス問題の認知度は、全国平均を上回っていることがわかります。

(イ) 「残さず食べよう！30・10運動」の認知度

「残さず食べよう！30・10運動」を知っていた市民（飲食店版、家庭版どちらかだけ知っていた方を含む。）の割合は、平成25（2013）年度には15.9パーセントでしたが、平成28（2016）年度には41.4パーセント、令和元（2019）年度には73.1パーセントと大幅に増加しました。

図表2-19 「残さず食べよう！30・10運動」の認知度の推移

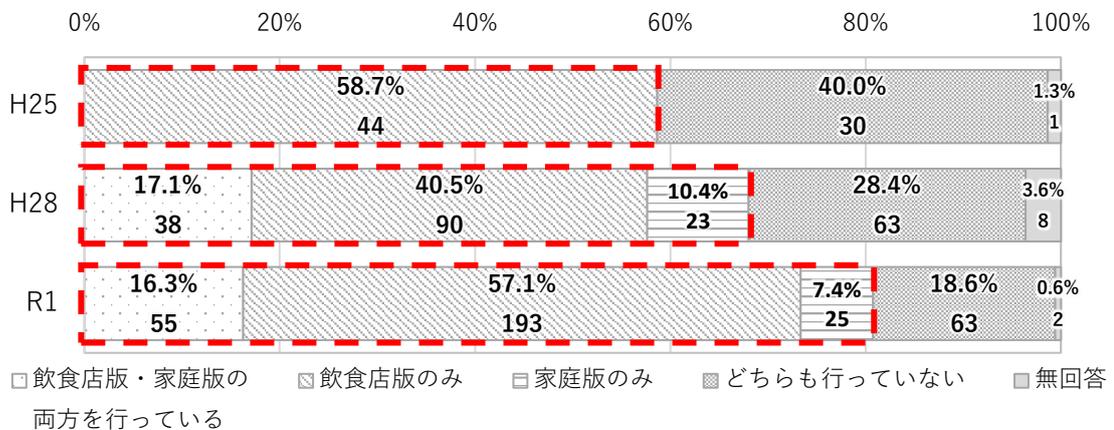


資料：環境・地域エネルギー課

(ウ) 「残さず食べよう！30・10運動」の実践

「残さず食べよう！30・10運動」を実践したことがある市民（飲食店版、家庭版どちらかだけ実践した方を含む。）の割合は、平成25（2013）年度には58.7パーセント、平成28（2016）年度には68.0パーセントですが、令和元（2019）年度には80.8パーセントと大幅に増加しました。

図表2-20 「残さず食べよう！30・10運動」の実践の推移



資料：環境・地域エネルギー課

3 課題

市民アンケートによると、全国と比べても市民の食品ロス問題や本市の施策の認知度は高く、市民の間で浸透していると言えます。

本市の家庭系食品ロス量は減少傾向にありますが、県内 19 市で比較すると 1 人 1 日当たりごみ排出量が多い状況⁵であり、食品ロスではまだまだ削減の余地があることが分かります。

このことから、市民の行動に十分つながっていないと考えられます。

食品ロスは「もったいない」と感じるだけでは減りません。市民、事業者、行政等の多様な主体がそれぞれの立場で、食品ロス問題を「他人事」ではなく、「自分事」として捉え、行動に移す必要があります。

⁵ 環境省が毎年実施している「一般廃棄物処理事業実態調査」によると、長野県は平成 26（2014）年度から 5 年連続で 1 人 1 日当たりのごみ排出量が最も少ない都道府県となっています。一方、松本市は県内 19 市の中で 1 人 1 日当たりのごみ排出量が最も多い状況にあります。

第3章 計画の目指すもの

第3章 計画の目指すもの

1 基本方針

本市に携わる全ての人が「もったいない」という気持ちで食品ロス削減の行動を
実践できるよう、以下のとおり定めます。

みんなで減らそう食品ロス
～「もったいない」の気持ちでつなぐ未来へのパス～

2 基本施策

基本方針に基づき、以下の4つの基本施策に取り組みます。

- (1) 食品ロス量の把握（調べる）
- (2) 情報収集、普及啓発（認識する）
- (3) 主体的な行動の実践（実践する）
- (4) 食品ロス削減推進のための体制づくり（つなぐ）

どの立場においても、行動までのプロセスは基本施策(1)～(3)をたどります。また、
その行動をつないでいくために基本施策(4)が必要です。各主体の役割と基本施策を
結びつけると、図表3-1のとおりです。

3 計画体系

図表3-1のとおり



図表 3 - 1 計画体系図

基本方針	みんなで減らそう食品ロス	
基本施策	1 食品ロス量の把握 (調べる)	2 情報収集、普及啓発 (認識する)
役割と取組み	市民	<ul style="list-style-type: none"> ■食品ロス量の把握 ・食品ロスダイアリー ■食品ロス削減の必要性の理解
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■食品ロス量の把握 ■サプライチェーン全体で食品ロス削減の必要性の理解 ■消費者への普及啓発等
	市	<ul style="list-style-type: none"> ■食品ロス量の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・実態調査の実施 ・産業廃棄物に区分される食品ロスの把握調査の検討 ■市民の意識調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケートの実施 ■内容分析 <ul style="list-style-type: none"> ・食品ロスの内容、発生要因等の分析 <ul style="list-style-type: none"> ■市民向けの普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・残さず食べよう！30・10運動 ・園児/小学生環境教育、教材活用 ・もったいないクッキングレシビ ・食品ロスダイアリー ・食品ロス削減月間、イベント ■食品関連事業者向けの普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・「残さず食べよう！」推進店・事業所認定制度 ・未利用食品の有効活用、商慣習の見直し、先進的な取組みや優良事例周知 ・フードシェアリング等を含めたICT、AI等の新技術の活用による食品ロス削減の取組みの導入促進
計画の柱となる運動	 <p>おいちで 毎月30日は冷蔵庫クリーンアップデー 毎月10日はもったいないクッキングデー</p>	

～「もったいない」の気持ちでつなぐ未来へのパス～

3 主体的な 行動の実践 (実践する)

- 買物：食材確認、手前取り、フードシェアリング等の活用
- 調理：もったいないクッキング
- 保存：冷蔵庫内の確認
- 外食：食べ切り、残さず食べよう！30・10運動の実施、持ち帰り

- 業種共通内容：商慣習見直し、適正受発注、フードバンク、フードシェアリング、災害備蓄食料の有効活用
- 農林水産業：未利用食品の有効活用
- 食品製造業：原料の無駄のない利用、期限表示の大きくくり化、容量の適正化
- 食品卸・小売業：販売期間の延長、期限間近の商品の値引、ばら売り、少量パック販売
- 外食産業：「残さず食べよう！」推進店・事業所加入、プラチナ・小盛りメニュー、食べ切り呼びかけ、持ち帰り
- その他の事業者：備蓄食料の有効活用、会食時の食べ切り

- 一事業者としての実践
 - ・給食における食品ロス削減メニュー提供
 - ・災害時用備蓄食料の有効活用
- 市民・事業者の取組みへの支援
 - ・「残さず食べよう！」推進店・事業所等の食品ロス削減に取り組む事業者への支援
 - ・持ち帰り対応店拡大に向けた支援
 - ・食品ロス削減に積極的な事業者等の取組みの見える化

4 食品ロス 削減推進の 体制づくり (つなぐ)

- 市民、関係団体、事業者、市等との連携
 - ・食品ロス削減連絡会
 - ・「残さず食べよう！」推進店・事業所
- 地方公共団体との連携
 - ・全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会
- 庁内関係課との連携
 - ・食育推進庁内連絡会議
- 関係団体等との連携
 - ・フードバンク団体
- 教育機関との連携
- フードシェアリング等の活用

おそとで

- ① 注文の際には、適量を注文しましょう。
- ② 乾杯後30分間は席を立たず料理を楽しみましょう。
- ③ お開きの前10分間は自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう。

4 目標

(1) 食品ロス量の削減目標

国は、SDGsを踏まえ、家庭系食品ロスについては「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30（2018）年6月閣議決定）、事業系食品ロスについては「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和元（2019）年7月公表）において、共に令和12（2030）年度までに食品ロス量半減（平成12（2000）年度比）という目標を設定しています。

本市では家庭系食品ロス組成調査の実施年度である平成28（2016）年度を基準年度とし、国の半減目標に準じて削減目標を設定します。

国の平成28（2016）年度食品ロス量の推計値は643万トンとなっていて、令和12（2030）年度目標値を達成するには23.8パーセント削減（平成28（2016）年度比）の必要があります。

本市では令和12（2030）年度までに食品ロス量30パーセント削減（平成28（2016）年度比）を目標とします。また、市民、事業者等がそれぞれの立場で食品ロスを減らしていく意識を高めるため、1人1日当たり食品ロス量もあわせて示します。

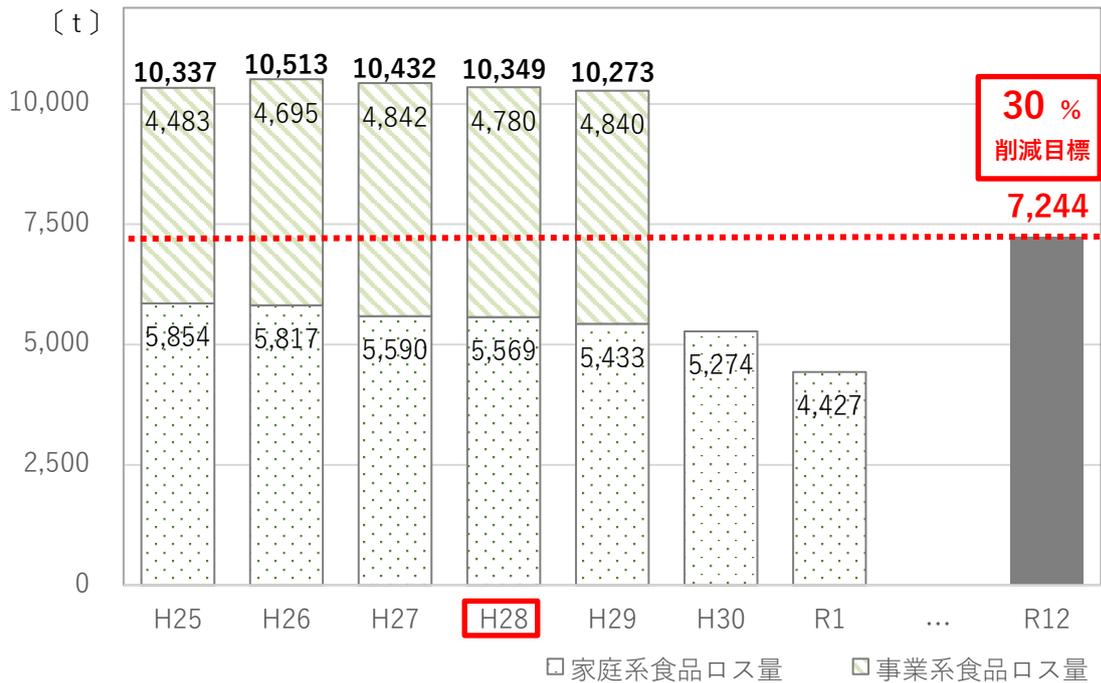
図表3-2 食品ロス量の削減目標

	H28（2016） 基準年度	R12（2030） 目標年度	削減率	削減量
市内食品ロス量（総量）	10,349 t	7,244 t	△30 %	△3,105 t
1人1日当たり食品ロス量	117 g	85 g	△27 %	△32 g

※削減目標の対象は、家庭系食品ロス、事業系食品ロス（食品卸売業、食品小売業、飲食店、宿泊施設から発生するもの）とします。

**令和12（2030）年度までに
1人1日当たり食品ロス量
32g削減（平成28（2016）年度比）**

図表 3 - 3 食品ロス量の現状と削減目標



※国内事業系食品ロス量のデータが平成 29 (2017) 年度までしか公表されていないため、市内事業系食品ロス量については平成 30 (2018) 年度及び令和元 (2019) 年度を掲載していない。

(2) 食品ロス削減に取り組んでいる市民の割合

国の基本方針では、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を 80 パーセントにすることを目標にしています。直近の消費者庁による調査 (平成 30 年度) では、71.0 パーセントでした。

本市では計画の柱となる松本市発祥の「残さず食べよう！30・10運動」に取り組む市民の割合を目標として設定します。

令和 12 (2030) 年度までに
「残さず食べよう！30・10運動」を認知し、
実践する市民の割合 90%以上

5 各主体の役割

ここでは、市民（滞在者を含む。）、事業者、行政、それぞれの主体が担うべき役割について、計画の基本施策（「1 食品ロス量の把握（調べる）」「2 情報収集、普及啓発（認識する）」「3 主体的な行動の実践（実践する）」「4 食品ロス削減推進のための体制づくり（つなぐ）」）ごとに整理し示します。

(1) 市民の役割

基本 施策	役割	期待される行動
1 調 べる	食品ロス量の把握	・食品ロスダイアリー等の活用による自宅から出る食品ロス量の把握



基本 施策	役割	期待される行動
2 認 識 す る	食品ロス削減の必要性の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロスに関する正しい理解と家庭内等での情報共有（発生状況、環境負荷等） ・過度な鮮度志向からの転換（賞味期限と消費期限の違いの理解） ・食品関連事業者等の欠品の許容 ・エシカル消費等の消費活動が与える社会的影響の認識



基本 施策	実践の場面	期待される行動
3 実 践 す る	共通内容	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の生活の中で、食品ロスを削減するために自らができることを実践 ・「残さず食べよう！」推進店・事業所等、食品ロス削減に積極的に取り組む事業者の利用
	買物	<ul style="list-style-type: none"> ・買い物前の冷蔵庫内等の残り食材の確認による買いすぎの防止 ・使い切れる量を考慮した購入 ・食品の使用時期を考慮した上での手前取りや値引販売商品の購入による、店舗での廃棄食品削減への協力
	調理	<ul style="list-style-type: none"> ・「もったいないクッキングデー」の実践等による食材の有効活用 ・「冷蔵庫クリーンアップデー」の実践等による食材の計画的な消費 ・「おいしく食べよう！具たくさんみそ汁運動」等の実践による余った食材の活用 ・食べ切れる量を食卓に上げることによる食べ残しの防止

	保存	<ul style="list-style-type: none"> ・食材に応じた適切な方法での保存 ・冷蔵庫内の在庫管理の徹底
	外食	<ul style="list-style-type: none"> ・宴会での「残さず食べよう！30・10運動」の実践 ・おいしく食べ切れる量を意識した注文 ・提供された料理の食べ切り

基本 施策	求められる役割	期待される行動
4 つなぐ	活動団体、事業者、市との連携	・食品ロス削減をテーマとした行事等への参加
	フードバンク団体との連携	・フードドライブへの食品の寄附、主催
	フードシェアリングサービス等の活用	・フードシェアリングサービスの活用

(2) 事業者等の役割

基本 施策	役割	期待される行動
1 調 べる	食品ロス量の把握	・事業活動に伴う食品ロス、食品廃棄物等の継続的な量の把握



基本 施策	役割	期待される行動
2 認 識 す る	サプライチェーン全体での意識の共有	・事業活動に伴う食品ロスの発生による環境負荷、社会的影響等の理解 ・フードバンク活動、フードシェアリングサービス等、未利用食品を活用するための活動への理解
	消費者への普及啓発等	・自社の食品ロス削減の取組内容や進捗状況等に関する情報発信 ・食品ロス削減のために望まれる消費行動等に関する消費者への情報発信 ・店内、事業所内における食品ロス削減に関する周知啓発



基本 施策	業種別実践	期待される行動
3 実 践 す る	食品関連事業者の共通内容	・3分の1ルール等の商慣習見直し ・需要予測の徹底等による適正受発注の推進 ・外箱の傷や汚れ等、食品の品質に関係ない理由による食品廃棄の見直し ・規格外等により市場に出回らない未利用食品のフードバンク活動等への寄附 ・ICT、AI等を活用したフードシェアリングサービスの活用 ・災害時用備蓄食料の有効活用 ・従業員への食品ロス削減に関する周知啓発
	農林水産業	・規格外等により市場に出回らない未利用農林水産物の有効活用
	食品製造業	・食品原料の無駄のない利用 ・製造工程、出荷工程における適正管理・鮮度保持 ・食品の製造方法の見直しや保存に資する容器包装の工夫等による賞味期限の延長 ・賞味期限表示の大きくくり化（年月日表示から年月表示へ） ・消費実態に合わせた容量の適正化

		<ul style="list-style-type: none"> ・製造時に生じる食品の端材や形崩れ品等の有効活用
	食品卸売・小売業	<ul style="list-style-type: none"> ・納品期限の緩和、販売期間の延長 ・期限が近付いた商品の値引等 ・季節商品の予約販売等 ・消費者が使い切れる量を選択できるような、ばら売り、少量パック販売等の実施
	外食産業（飲食店、宿泊施設等）	<ul style="list-style-type: none"> ・宴会等予約時に顧客の年齢・男女構成や希望する料理の内容を聞き取ることによる、食べ残し削減の工夫 ・プラチナメニューの提供 ・小盛りメニューの提供 ・「残さず食べよう！30・10運動」の実践等による食べ切りの呼びかけ ・食べ残しの持ち帰りへの対応
	食品関連事業者以外の事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・外食事業者以外で食事の提供等を行う事業（病院・福祉施設等）における、食品ロス削減のための可能な取組み（内容は上記の他業種に準じる。） ・災害時用備蓄食料の有効活用 ・社内の宴会等における「残さず食べよう！30・10運動」の実践

基本 施策	求められる役割	期待される行動
4 つなぐ	市民、活動団体、事業者、市との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・「残さず食べよう！」推進店・事業所への加入 ・松本市食品ロス削減連絡会への参加 ・食品ロスをテーマとした行事への参加、施策への協力
	フードバンク団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・フードバンク団体への食品（規格外や未利用食品、防災備蓄食料等）の寄附、主催 ・フードバンク団体の取組みへの広範な支援
	フードシェアリングサービス等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・フードシェアリングサービスの活用等

(3) 市の役割

基本 施策	役割	必要な取組み
1 調 べる	食品ロス量の把握	・家庭系・事業系食品ロスの排出実態の把握 ・産業廃棄物に区分される食品ロスに関する調査の検討
	市民意識調査の実施	・アンケート調査等による市民の認知度及び取組状況等の把握
	内容分析	・食品ロスの排出実態、発生要因等の分析



基本 施策	役割	必要な取組み
2 認 識 す る	市民に対する普及啓発	<p><子どもを対象とした啓発></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園児や小学生を対象とした環境教育の実施 ・食品ロス削減をテーマに作成した教材の活用 <p><家庭で行う取組みについて></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「もったいないクッキングデー」及び「冷蔵庫クリーンアップデー」を中心とした、「おうちで残さず食べよう！30・10運動」の周知と実践の呼びかけ ・もったいないクッキングレシピの活用 ・食品ロスダイアリー、ローリングストック法等、食品ロス削減に資する取組み等の周知 ・賞味期限と消費期限の違い等、期限表示の正しい理解の促進 ・フードバンク活動の周知と理解の促進 <p><外出時に行う取組みについて></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「おそとで残さず食べよう！30・10運動」の周知と実践の呼びかけ <p><一般を対象とした啓発></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減の日（10月30日）、食品ロス削減月間（10月）に合わせたイベントの開催等による集中的な啓発活動の展開 ・宴会シーズンに合わせたキャンペーンの展開 ・イベントへの出展等による積極的な周知啓発活動 <p><全般について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品関連事業者が行う食品ロス削減の取組みに関する周知 ・市内外の先進的な取組みや優良事例に関する周知 ・SNS等を活用した情報発信の強化 ・エシカル消費を通じた食品ロス削減等に貢献する事業者への支援についての周知
	食品関連事業者に対する普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・「残さず食べよう！」推進店・事業所認定制度の周知及び加入促進 ・「残さず食べよう！」推進店の飲食店・宿泊事業者向け取組項目であるプラチナメニュー・小盛りメニューの導入、持ち帰りの対応等の取組みの促進

		<ul style="list-style-type: none"> ・「残さず食べよう！」推進店の小売店向け取組項目である値引販売、ばら売り、売れ残りの寄附等の取組みの促進 ・市場に出回らない食品の有効活用、需要予測の高度化、ビュッフェ・宴会での食事提供の工夫等、食品ロス削減に資する先進的な取組みや優良事例に関する情報提供 ・フードシェアリング等の新たなビジネスを含めた ICT、AI等の新技術の活用による食品ロス削減の取組みの導入促進 ・自己責任による食べ残しの持ち帰りに関する理解の促進
--	--	---



基本 施策	役割	必要な取組み
3 実践する	一事業者としての食品ロス削減行動	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食での食品ロス削減メニュー提供 ・調理の工夫、食育と関連させた無理のない完食指導等による学校給食等で発生する食品ロスの削減 ・災害時用備蓄食料の有効活用 ・主催イベント等での食品ロス削減の徹底
	市民・事業者の取組みへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「残さず食べよう！」推進店・事業所等の食品ロス削減に取り組む事業者への支援 ・持ち帰り対応店拡大に向けた支援 ・食品ロス削減に積極的な事業者等の取組みの見える化

基本 施策	役割	必要な取組み
4 つなぐ	市民、活動団体、事業者との連携	・松本市食品ロス削減連絡会による市内の食品ロスに関する多様な主体での意見交換の場の設置
	フードバンク団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・「まつもと「城のまち」フードドライブ」の開催 ・フードバンク団体への食品の寄附 ・フードバンク団体の取組みへの広範な支援
	フードシェアリングサービス等の活用	・フードシェアリングサービスの導入促進
	地方公共団体との連携	・全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会等への参加による加盟自治体との連携
	教育機関との連携	・啓発教材や環境教育における連携
	庁内関係課との連携	・食育推進庁内連絡会議との連携

(4) 共通の役割

どの主体においても、これらの行動を行った上でやむを得ず発生する食品ロスについては、飼料や肥料等への利用、熱回収等、適切な再生利用を行うこととします。

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

図表4-1 計画を構成する個別事業一覧表

基本施策	基本方針の区分	事業名	削減目標対象となる食品ロス				備考
			家庭系	事業系			
				食品卸・小売	飲食・宿泊	その他	
1 調べる	■食品ロス量の把握	家庭系・事業系可燃ごみ組成・食品ロス調査	○	○	○		
		給食残菜調査				○	
		産業廃棄物に区分される食品ロスに関する調査の検討				○	【新規】
	■市民の意識調査の実施	市民アンケート調査	○				
	■内容分析	内容分析	○	○	○		
2 認識する	■市民向けの普及啓発	おそとで残さず食べよう！30・10運動			○		
		おうちで残さず食べよう！30・10運動	○				
		園児を対象とした参加型環境教育	○				
		小学校環境教育	○				
		おいしく食べよう 具だくさんみそ汁運動	○				
		栄養教諭・栄養士による学校訪問	○			○	
		公民館講座	○	○	○	○	
		給食における「もったいないメニュー」の提供	○				【新規】
	■食品関連事業者向けの普及啓発	「残さず食べよう！」推進店・事業所認定制度		○	○	○	
		ecoオフィスまつもと認定事業		○	○	○	
フードシェアリングサービス活用の推進			○	○	○	【新規】	
3 実践する	■一事業者としての実践	給食における「もったいないメニュー」の提供				○	【新規】
		災害時用備蓄食料の有効活用				○	
	■市民、関係団体、事業者への支援	フードドライブ	○				
フレッシュフードシェア					○		
4 つなぐ	■市民、関係団体、事業者、市等との連携	食品ロス削減連絡会	○	○	○	○	
		「残さず食べよう！」推進店・事業所認定制度		○	○	○	
	■地方公共団体との連携	全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会	○	○	○	○	
	■庁内関係課との連携	食育推進庁内連絡会議	○	○	○	○	
		■関係団体との連携	フードドライブ、フードバンク活動の推進	○	○	○	○
	フレッシュフードシェア		○	○			
	子どもの居場所づくり推進事業		○	○			
	■教育機関との連携	教育機関との連携	○	○	○	○	
■フードシェアリング等の活用	フードシェアリングサービス活用の推進		○	○	○	【新規】	

1 食品ロス量の把握（調べる）

【施策の基本的方向】

食品ロス削減のための行動を促すには、現状を把握することが重要です。

発生している食品ロス量、意識調査等を把握し、現状に対する効果的な施策を進めていきます。

【施策】

事業	内容	担当課
家庭系・事業系可燃ごみ組成・食品ロス調査	市内で発生する一般廃棄物のうち、家庭系可燃ごみ及び事業系可燃ごみについて、ごみの種類の組成並びに生ごみに含まれる食品ロスの割合を調査し、市内におけるごみ排出状況を把握するもの	環境業務課、環境・地域エネルギー課
給食残菜調査	提供する給食の食べ残し量を把握するもの	学校給食課
産業廃棄物に区分される食品ロスに関する調査の検討	サプライチェーン全体で食品ロスを減らしていくため、産業廃棄物に区分される食品ロスの実態把握を検討するもの	環境・地域エネルギー課
市民意識調査（食品ロス）	市民の食品ロスに関する意識や食品ロス削減事業の効果の検証をするため、食品ロスに関する市民アンケートを実施するもの	環境・地域エネルギー課

【指標】

指標名	現状値 (把握年度)	中間目標 (R7)	将来目標 (R12)	目指す方向
市民1人1日当たりの食品ロス量	117 g (H28)	101 g	85 g	↓
学校給食の1人当たりの食べ残し量（小学生）	8.0 g (R元)	7.5 g	7.0 g	↓
学校給食の1人当たりの食べ残し量（中学生）	6.0 g (R元)	5.5 g	5.0 g	↓

2 情報収集、普及啓発（認識する）

【施策の基本的方向】

食品ロス削減のための行動を促すには、あらゆる主体への啓発が必要です。その啓発を受けて、あらゆる主体は情報収集等に努めます。市は、キャッチフレーズや登録制度、具体的な行動等を示し、普及啓発を進めます。

【施策】

事業	内容	担当課
おそとで残さず食べよう！ 30・10運動	宴会では適量を注文し、宴会の開始 30 分、お開き前 10 分は自席で料理を楽しむ時間とする、外食での食べきり運動を推進するもの	環境・地域 エネルギー課
おうちで残さず食べよう！ 30・10運動	毎月 10 日はもったいないクッキングデー 毎月 30 日は冷蔵庫クリーンアップデー として、家庭での食品ロス削減を推進するもの	環境・地域 エネルギー課
園児を対象とした参加型環境教育	幼少期から「もったいない」の気持ちを育み環境への意識や関心を高めるため、園児を対象にごみや食べ残しをテーマにした環境教育を実施するもの	環境・地域 エネルギー課、 保育課
小学校環境教育	子どものころから「もったいない」の気持ちを育み環境への意識や関心を高めるため、児童を対象に食べ残しをテーマにした環境教育を実施するもの	環境・地域 エネルギー課、 学校教育課
おいしく食べよう 具たくさんみそ汁運動	余っている食材を加える等、一皿でもバランスの取れた食事を用意でき、減塩にもつながる「具たくさんみそ汁」を推進するもの	健康づくり課
栄養教諭・栄養士による学校訪問	市内全小中学校への学校訪問を行い、食べ物を残すことがもったいないという気持ちを育てるもの	学校給食課
公民館講座	地区住民対象に食品ロス削減の意識を高めるため、出前講座を活用する等、各地区公民館で、各種事業・講座を実施するもの	生涯学習課
給食における「もったいないメニュー」の提供	食品ロス削減の意識啓発のため、食品ロス削減メニューを取り入れるとともに、給食だよりなどで園児・児童・生徒及び保護者へ情報を提供するもの	学校給食課、 保育課
「残さず食べよう！」推進店・事業所認定制度	食品ロス削減の取組みを行う飲食店、宿泊施設、事業所、小売店等を認定するもの	環境・地域 エネルギー課
eco オフィスマつもと認定事業	食品ロス削減を含む、環境に配慮した取組みを行う事業所の認定を推進するもの	環境・地域 エネルギー課
フードシェアリングサービス活用の推進	何もしなければ廃棄されてしまう商品を消費者のニーズとマッチングすることで食品ロスの発生や無駄を減らす仕組みについて、市民や事業者へ活用を促すもの	環境・地域 エネルギー課

【指標】

指標名	基準値 (基準年度)	現状値 (把握年度)	中間 目標 (R7)	将来 目標 (R12)	目指す 方向
食品ロス問題の認知度	27.3 % (H25)	91.3 % (R元)	95%	95%	↑
食品ロス削減について 学習した講座やイベント 実施数	-	88回 (R元)	100回	120回	↑

3 主体的な行動の実践（実践する）

【施策の基本的方向】

一事業者として、食品ロス削減のための行動を実践します。給食や防災備蓄食料が食品ロスとならないように取り組みます。

【施策】

事業	内容	担当課
給食における 「もったいない メニュー」の提 供	給食事業による食品ロス削減のため、食品ロス削減メニューを取り入れるとともに、給食だよりなどで園児・児童・生徒及び保護者へ情報を提供するもの	学校給食課、 保育課
災害時用備蓄食料の有効活用	災害時用備蓄食料の賞味期限や消費期限が切れる前に配布して活用するもの	危機管理課
フードドライブ	家庭で余っている食品を集め、団体を介し、子ども食堂や生活困窮者等へ届けるもの	環境・地域 エネルギー課、 こども福祉課、 市民相談課
フレッシュフード シェア	規格外の農産物等を子ども食堂運営団体へ寄附するもの	環境・地域 エネルギー課

【指標】

指標名	基準値 (基準年度)	現状値 (把握年度)	中間 目標 (R7)	将来 目標 (R12)	目指す 方向
食品ロス削減のための取組みを行っている市民の割合	58.7% (H25)	80.8% (R元)	85%	90%	↑
食品ロス削減のための取組みを行っている事業者数	112店 (H28)	270店 (R元)	380店	430店	↑
食品ロス削減のための取組みを行っている事業者の割合	3% 74/2,426店 (H28)	7% (R元)	10%	13%	↑
災害時用備蓄食料の有効活用	-	100%	継続	継続	→

4 食品ロス削減推進の体制づくり（つなぐ）

【施策の基本的方向】

食品ロス削減には、あらゆる主体のコミュニケーションが必要です。主体と主体とをつなぐ場を提供する等、体制づくりを進めます。

【施策】

事業	内容	担当課
食品ロス削減連絡会	市民、事業者、関係団体、行政等が連携し、食品ロス削減を推進するもの	環境・地域エネルギー課
「残さず食べよう！」推進店・事業所認定制度	食品ロス削減の取組みを行う飲食店、宿泊施設、事業所、小売店等を認定するもの	環境・地域エネルギー課
食育推進庁内連絡会議	庁内の食育関係課が連携し、食育を推進するもの	健康づくり課
フードドライブ	家庭で余っている食品を集め、子ども食堂や生活困窮者等へ届けるもの	環境・地域エネルギー課、こども福祉課、市民相談課
フレッシュフードシェア	規格外の農産物等を子ども食堂運営団体へ寄附するもの	環境・地域エネルギー課
子どもの居場所づくり推進事業	食事提供を行う子どもの居場所拡大を通じて、子どもたちの自己肯定感向上を図るとともに、フードドライブで集まった食品等の有効活用を推進するもの	こども福祉課
フードシェアリングサービス活用の推進	何もしなければ廃棄されてしまう商品を消費者のニーズとマッチングすることで食品ロスの発生や無駄を減らす仕組みについて、市民や事業者へ活用を促すもの	環境・地域エネルギー課

【指標】

指標名	基準値 (基準年度)	現状値 (把握年度)	中間目標 (R7)	将来目標 (R12)	目指す方向
フードドライブ参加人数	185人 (H28)	434人 (R元)	600人	700人	↑

第5章 計画の進行管理

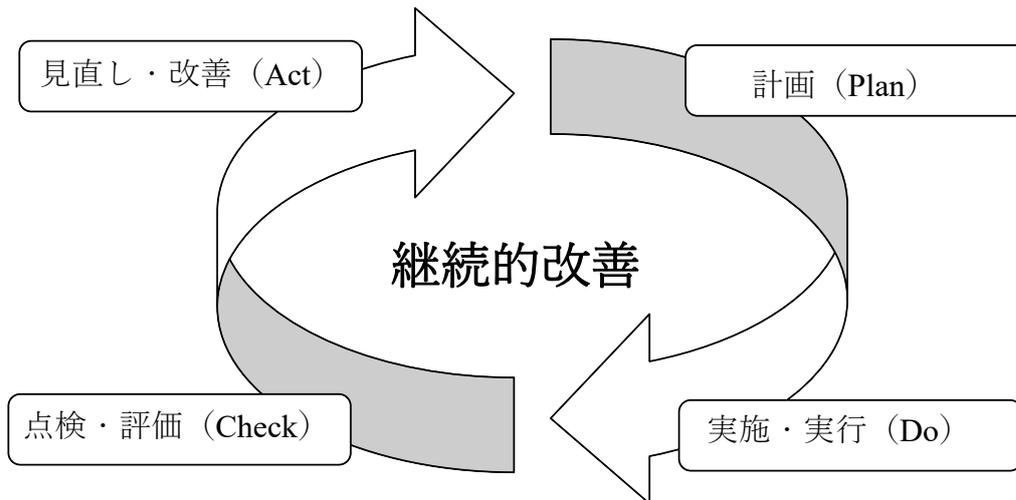
第5章 計画の進行管理

計画の推進に当たっては、庁内会議で実施状況を把握し、松本市環境審議会において推進状況を報告し、的確な進行管理を行います。

また、図表5-2で示す進捗管理指標で、点検・評価することとします。

図表5-1 計画進行管理のイメージ

P D C Aサイクルによる進行管理



図表 5 - 2 進捗管理指標

基本施策	指標	定義	基準年	現状	中間目標 (R7)	将来目標 (R12)	目指す方向
1 調べる	市内食品ロス量	家庭や事業所から発生した、市内食品ロス量	10,349 t (H28)	10,273 t (H29)	8,796 t	7,244 t	↓
	市民 1 人 1 日当たりの食品ロス量	家庭や事業所から発生した、市民 1 人 1 日当たりの食品ロス量	117 g (H28)	116 g (H29)	101 g	85 g	↓
	学校給食の 1 人 1 食当たりの食べ残し量 (小学生)	西部給食センターにおける学校給食残菜調査の主食残菜量 (小学生) (11 月の平均)	-	8.0 g (R 元)	7.5 g	7.0 g	↓
	学校給食の 1 人 1 食当たりの食べ残し量 (中学生)	西部給食センターにおける学校給食残菜調査の主食残菜量 (中学生) (11 月の平均)	-	6.0 g (R 元)	5.5 g	5.0 g	↓
2 認識する	食品ロス問題の認知度	食品ロス問題の認知度	27.3 % (H25)	91.3 % (R 元)	95%	95%	↑
	食品ロス削減について学習する講座やイベント実施数	園児や小学生対象の環境教育実施回数、公民館講座回数、イベント開催回数	-	88 回 (R 元)	100 回	120 回	↑
3 実践する	食品ロス削減のための取組みを行っている市民の割合	「残さず食べよう！ 30・10 運動」を認知し、運動を行ったことがある市民の割合	58.7% (H25)	80.8% (R 元)	85%	90%	↑
	食品ロス削減のための取組みを行っている事業者数	「残さず食べよう！」推進店・事業所の認定数	112 店 (H28)	270 店 (R 元)	380 店	430 店	↑
	食品ロス削減のための取組みを行っている事業者の割合	市内店舗 (飲食店・宿泊施設・食品小売店) に占める「残さず食べよう！」推進店の割合	3 % 74/2,426 店 (H28)	7 % (R 元)	10 %	13 %	↑
	災害時用備蓄食料の有効活用	市の災害時用備蓄食料の配布率	-	100%	継続	継続	→
4 つなぐ	フードドライブ参加人数	フードドライブ参加人数	185 人 (H28)	434 人 (R 元)	600 人	700 人	↑



參考資料

1 松本市食品ロス削減推進計画策定の経過

- 令和元年5月1日
「食品ロスの削減の推進に関する法律」公布
(都道府県及び市町村の食品ロス削減推進計画策定の努力義務)
- 令和元年10月1日
「食品ロスの削減の推進に関する法律」施行
- 令和2年3月31日
「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」閣議決定
- 令和2年4月21日
庁議にて計画の策定について報告
- 令和2年4月30日
第1回松本市食品ロス削減推進計画策定ワーキンググループにて方針について協議
- 令和2年6月5日
第2回松本市食品ロス削減推進計画策定ワーキンググループにて計画(骨子案)について協議
- 令和2年7月9日
松本市環境保全施策庁内推進会議 幹事会にて計画(骨子案)について協議
- 令和2年7月21日
松本市環境保全施策庁内推進会議にて計画(骨子案)について協議
- 令和2年8月18日
第6回松本市食品ロス削減連絡会にて計画についてグループ討議
- 令和2年9月4日
令和2年第2回松本市環境審議会にて計画(骨子案)について協議
- 令和2年9月24日
第3回松本市食品ロス削減推進計画策定ワーキンググループにて進捗管理指標について協議
- 令和2年11月20日
令和2年第3回松本市環境審議会にて計画(案)について協議
- 令和2年11月25日
松本市環境保全施策庁内推進会議 幹事会にて計画(案)について協議
- 令和3年1月14日
松本市議会建設環境委員協議会にて計画(案)について協議
- 令和3年1月14日～2月12日
パブリックコメントの実施
- 令和3年3月19日
食育推進計画庁内調整会議にて策定状況について報告
- 令和3年3月23日
松本市食品ロス削減推進計画策定

2 松本市環境審議会委員名簿（第13期）

役職	氏名	選出分野等
会長	野見山 哲生	信州大学医学部衛生学公衆衛生学 教授
副会長	中澤 孝	松本市町会連合会 副会長
	赤羽 里美	長野県松本警察署 生活安全第二課長
	赤廣 三郎	松本商工会議所 専務理事
	臼田 浩秀	長野県松本地域振興局 環境・廃棄物対策課長
	金沢 謙太郎	信州大学全学教育機構基幹教育センター 環境社会学 教授
	桐原 俊郎	元松本市消費者の会（環境部会）
	小松 直彦	松本市校長会（鎌田中学校長）
	高村 幸典	公募委員
	茅野 恒秀	信州大学人文学部人文学科 准教授
	中澤 朋代	松本大学総合経営学部・観光ホスピタリティ学科 准教授
	中野 繭	公募委員
	藤山 静雄	公募委員
	前澤 秀彦	松本市医師会 理事
	松澤 幹夫	松本ハイランド農業協同組合 代表理事専務理事
	松山 紘子	公募委員
	宮澤 信	長野県地球温暖化防止活動推進員、 公害防止管理者等
	村上 さよ子	公募委員
	森川 政人	環境省中部山岳国立公園管理事務所長
	山田 信司	松本市環境衛生協議会連合会長

（五十音順・敬称略）

3 松本市食品ロス削減連絡会委員名簿

団体名 等
あづみ農業協同組合
子育て支援ネットワーク
信州大学
松本おかみさん会
松本ハイランド農業協同組合
松本市PTA連合会
松本市環境衛生協議会連合会
松本市食生活改善推進協議会
松本市町会連合会
松本市農業協同組合
松本市旅料飲食団体協議会
松本商工会議所
松本商店街連盟
松本大学
松本調理師会
松本保育園保護者会連盟
長野県栄養士会中信支部
残さず食べよう！推進事業所
残さず食べよう！推進店

(五十音順・敬称略)

4 松本市食品ロス削減推進計画ワーキンググループ委員名簿

部	課
環境エネルギー部	環境業務課
健康福祉部	健康づくり課
こども部	こども福祉課
こども部	保育課
産業振興部	商工課
産業振興部	農政課
教育部	学校教育課
教育部	学校給食課
教育部	生涯学習課・中央公民館
環境エネルギー部	環境・地域エネルギー課（事務局）

5 用語解説

【あ行】

エシカル消費

“エシカル” (ethical) は、直訳すると英語で「倫理的な」という意味の言葉です。より良い社会に向けて、人や地球環境、社会、地域に配慮した消費行動をエシカル消費といえます。わたしたち消費者が商品やサービスを選ぶときに、その背景にある社会的課題に気づき、その課題解決につながるよう行動することや、課題解決に取り組む事業者を応援しながら消費行動を行うことで持続可能な社会を目指すものです。

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された国際目標のことで、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。経済・社会・環境の統合的向上により様々な社会的課題の解決を目指すもので、「誰一人取り残さない」をキーワードにすべての国に適用される普遍的 (ユニバーサル) な目標です。

おいしく食べよう！具たくさんみそ汁運動

一皿でもバランスの取れた食事を用意できる具たくさんのみそ汁を推進する本市の取り組みです。具たくさんにすることで、素材のうま味が出てみそが少なくてもおいしく食べられ、汁が減ることで減塩効果も期待できます。また、本市に由来のある日本古来の調味料である「みそ」を使用することで食文化の伝承につながります。冷蔵庫クリーンアップデーとあわせて実践することで、食品ロスの削減にも寄与します。

【か行】

子ども食堂

地域の子どもたちを対象に、無料あるいは低価格で食事を提供する場所のことです。主に NPO 法人や地域住民によって運営されており、「地域交流の拠点」と「子どもの貧困対策」の役割を担っています。

単なる食事を提供する場にとどまらず、大人も含めた孤食の解消、食育、学習支援に力を入れるなど、子ども食堂の形は多様化しています。

【さ行】

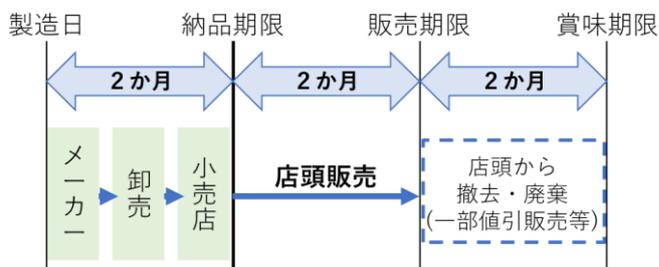
サプライチェーン

サプライチェーンとは、商品や製品が消費者の手元に届くまでの生産、加工、製造、流通、販売、消費といった一連の流れのことです。特に食料品における流れを指して「フードサプライチェーン」といいます。

3分の1ルール

食品関連事業者間での商慣習で、食品の製造日から賞味期限までを3等分し、その区切りをそれぞれ納品期限、販売期限とする考え方のことです。例えば下図のように賞味期限が6か月の商品の場合、最初の2か月のうちに小売店に納品できなければ、卸売業者は商品をメーカーに返品します。返品された商品は、賞味期限まで猶予があるにも関わらず、行き場がなくなり廃棄される場合があります。

例：賞味期限が6か月の場合



持続可能な開発のための2030アジェンダ

2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際開発目標のことです。2001年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継であり、SDGs は本アジェンダのなかで中核とされています。

持続可能な社会

地球環境や自然環境が適切に保全され、将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現代の需要を満たすような開発が行われている社会のことを指します。

消費期限

その食品や容器を開けないまま記載された保存方法を守って保存した場合に、「安全に食べられる期限」のことで、お弁当や惣菜などの傷みやすい食品に表示されています。

賞味期限

その食品を袋や容器を開けないまま記載された保存方法を守って保存した場合に、「品質が変わらずにおいしく食べられる期限」のことで、「おいしいめやす」とも言われています。スナック菓子や缶詰、ペットボトル飲料など比較的傷みにくい食品に表示されています。

食育

様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人に育てることをいいます。食に関する知識や経験は、健康の保持増進だけでなく、豊かな人間性を育むことにも役立ちます。

食品関連事業者

フードサプライチェーンに関わる4つの業種（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）を総称して指す言葉です。

食品廃棄物

廃棄される食品の総称で、食品ロスのほか、魚・肉の骨等の食べられない部分が含まれます。生ごみにあたるものです。

食品ロス

食品廃棄物のうち、まだ食べられるのにも関わらず廃棄されてしまう食品のことです。

食品ロス削減月間、食品ロス削減の日
令和元（2019）年10月1日に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」において、食品ロス削減に特に注力する期間として、毎年10月は「食品ロス削減月間」、10月30日は「食品ロス削減の日」と定められました。この食品ロス削減の日は、本市発祥の「残さず食べよう！30・10運動」に由来するもので、平成29（2017）年10月30日に本市で開催した「第1回食品ロス削減全国大会」で食品ロス削減活動を広めていく契機にする日として提案したものです。

食品ロスダイアリー

家庭から出る食品ロスを記録する日記のことです。食品ロスの量や種類を記録し、廃棄量や食品ロスにつながりやすい行動を自覚することができます。また、可視化することで食品ロスの削減につながります。

全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会

全国の「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する普通地方公共団体によって組織された自治体間組織です。「食べきり運動」の普及・啓発活動や、取り組みや成果の情報共有等を行い、「食べきり運動」を推進することで食品ロスを削減すること目的としています。

【た行】

食べ残し

食品ロスのうち、加熱・加工・調理された料理及び果物等が食べ残されて廃棄されたものを指します。
※ 松本市家庭系・事業系一般廃棄物組成・食品ロス調査による分類

調理くずのうち可食部

調理くずは可食部と非可食部（卵殻や肉・魚の骨等）に分けられます。可食部は食品ロスに当たり、さらに未利用食品と過剰除去部分に分けられます。未利用食品は、調理に利用していない野菜や果物、開封済みの加工食品等を指します。過剰除去部分は、非可食部分を取り除く際に、過剰に除去された野菜の茎や葉等の可食部を指します。
※ 松本市家庭系・事業系一般廃棄物組成・食品ロス調査による分類

手つかず食品

食品ロスのうち、未開封の食品が調理・提供されないまま廃棄されたものを指します。
※ 松本市家庭系・事業系一般廃棄物組成・食品ロス調査による分類

手前取り

スーパー等の食品小売店で、すぐに食べる商品を購入するときに、商品棚の手前にある期限が短いものを積極的に選ぶことを言います。食品小売店から発生する事業系食品ロスを減らすことに繋がります。

【な行】

熱回収（サーマルリサイクル）

食品リサイクルを行う際に、食品廃棄物を焼却処理し、熱を得るために利用することをいいます。食品リサイクル法では、食品廃棄物の再生利用に取り組む場合、まずはその発生を抑制し、次に食品循環資源として再生利用、再生利用が困難な場合に限り、熱回収を行うこととされています。

残さず食べよう！30・10運動

本市で推奨している食品ロス削減のための取組みで、家庭でできる「おうちで残さず食べよう！30・10運動」と、外食時の「おそとで残さず食べよう！30・10運動」があります。

○「おうちで」（家庭版）

毎月30日は

冷蔵庫クリーンアップデー

冷蔵庫の中の期限の近いものや傷みややすいものを積極的に使って料理し、冷蔵庫内をクリーンアップしましょう。

毎月10日は

もったいないクッキングデー

食べられるのに捨ててしまいがちな野菜の茎や皮も活用して料理する「もったいないクッキング」を実践しましょう。

○「おそとで」（外食版）

1. 注文の際には、適量を注文しましょう。
2. 乾杯後30分間は席を立たず料理を楽しみましょう。
3. お開き前の10分間は自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう。

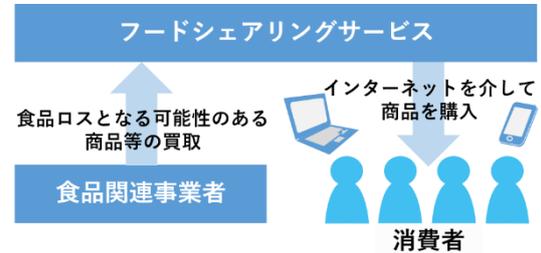
「残さず食べよう！」推進店・事業所認定制度

本市では、食品ロス削減の取組みを行う市内飲食店、宿泊施設、事業所、小売店等を「残さず食べよう！」推進店・事業所として認定しています。食事を提供する側といただく側の双方で、啓発活動や情報の共有等を行い、食品ロスの削減を推進しています。

【は行】

フードシェアリング

何もしなければ廃棄されてしまう食品を消費者のニーズとマッチングさせることで食品ロスの発生や無駄を減らす仕組みです。



フードドライブ

家庭で余っている食品を集め、フードバンク団体を介してこども食堂や生活困窮者等へ届ける活動をしています。本市では毎月第3木曜日に『まつもと「城のまち」フードドライブ』（主催：認定NPO法人フードバンク信州、共催：松本市）を開催しています。

フードバンク団体

まだ食べられるのにも関わらず廃棄されてしまう食品を、食べものに困っている人や施設に届ける活動をしている団体のことです。

プラチナメニュー

本市が飲食店に推奨している、量より質を重視したメニューのことです。「残さず食べよう！」推進店の認定要件のひとつにもなっています。（例：金額を変えずに、宴会等のコースの品目を減らし、代わりに高級な食材や地元産の食材を使った料理を提供する等）

フレッシュフードシェア

市内の余剰農産物等を子ども食堂運営団体へ寄附する取組みのことです。従来のフードバンク、フードドライブで取り扱うことが難しい生鮮食品を子ども食堂に届け、規格外等の理由で市場に出回らない生鮮食品等を活用することができます。

【ら行】

ローリングストック法

日頃から自宅で利用しているものを少し多めに備え、消費したらその分新しく買い足す方法のことです。常に一定の日用品や食料を家に備蓄しておくことで、災害発生時等でも日頃食べ慣れている食品を食べることができます。定期的に食品を消費し、買い足す習慣をつけることで期限切れによる食品ロスを防ぐこともできます。

